

日一十二月七年四十正大

# 報情外内

號七十四百第

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

## 目次

(非賣品  
禁轉載)

### □情報

#### 支那

- 支那の要求考慮に對する先決條件……………一
- 英人支那協會の本國に送れる説明書……………二
- 傳説中の十省聯防規約……………三
- 孔・高兩部の近情……………四
- 沙面事變後胡氏の激動的演説……………五
- 廣州國民黨の對英佛宣傳……………八
- 廣東政府改造案の重要宣言……………九
- 廣州國民政府と各部長……………三
- 兩廣近事……………四
- 廣西省黃紹雄の壯語……………七
- 河南省濟源縣銅礦地質の簡略なる報告(F)……………八

#### 比律賓

比島對外貿易一斑(二)……………二六

#### 馬來半島

一九二四年度馬來聯邦州の財政決算其他……………三〇

日本人護漢園瀕りに賣らる……………三〇

#### 蘭領東印度

蘭領東印度に於ける土人護漢栽培面積……………三〇

#### 英領北ボルネオ

英領北ボルネオ會社史(三)……………三〇

蘭印の歐人生活費と食料品・家内用品……………(其後)

小賣値段指數表……………(其後)

蘭領印度護漢輸出表……………(其後)

課查調房官督總灣臺

情報

支那

支那の要求考慮に對する先決條件

英國下院に於て、七月一日労働黨議員より英國は支那を入れたる列國會議を開催し租借地及法外法權に關する條約改正を協議すべしとの意見を提出したる爲、外相チュンパレン氏は左の如き答辯を試みたり。即ち英國が關係列國と密接なる協裁の下に支那政府の請求事項に關し交渉中なることは事實なりと雖も、此等大問題の解決に向つて具體的の協議を進むることは、支那政府が目下の排外運動を中止する方法を採り、且法律秩序を實現する力量あることを示し、條約國の權利を尊重することを證明せざる限りは、當分不可能なりと斷言するの外なしと喝破したり。又次に一議員が支那に眞正の政府なき今日かゝる行動の如何に實現さるべきかと反問せるに對し、同氏は云く、質問者の眞意は那邊に存するかを知る能はざるも、英國としては支那にかゝる行動を可能ならしむる爲、其の内政に干渉を試みるの意圖なければ、支那にして果して如上の大問題に關し交渉を希望するものとせば、該國自ら進んで外人の保護は勿論、

蘭印の歐洲人生活費と食料品・家内用品小賣値段指數表

年 月 別	一九一三年を百とせる			年 月 別	一九一三年を百とせる		
	内國品	外國品	全商品		内國品	外國品	全商品
一九一五年十二月	125	105	115	一九一三年八月	100	100	100
一九一六年同	140	115	125	一九一三年九月	100	100	100
一九一七年同	155	125	135	一九一三年十月	100	100	100
一九一八年同	170	135	145	一九一三年十一月	100	100	100
一九一九年同	185	145	155	一九一三年十二月	100	100	100
一九二〇年同	200	155	165	一九二四年平均	100	100	100
一九二一年同	215	165	175	一九二四年一月	100	100	100
一九二二年同	230	175	185	一九二四年二月	100	100	100
一九二三年一月	245	185	195	一九二四年三月	100	100	100
一九二三年五月	260	195	205	一九二四年四月	100	100	100
一九二三年六月	275	205	215	一九二四年五月	100	100	100
一九二三年七月	290	215	225	一九二四年六月	100	100	100

備考 本表は農工商務省統計局報告に據る。

法律秩序を維持し得る政府を組織したる後始めて其の交渉に着手すべしとの意見を陳述せり。尙同氏は其の他の質問に對し、排外運動の中止され、外國人の生命財産が安全なるに及ばば、華盛頓條約に規定されたる關稅會議開催の運びとなるべきも、若し引續き排外運動の行はれ、外人の生命財産に危険を感せしむる状態あるに於ては、同會議の開催なきは無論の事なりと答辯したり。(七月一日倫敦發ルター電)

### □英人支那協會の本國に送れる説明書

支那協會は英國の各新聞並に上下兩院各議員にステートメントを送付し、在支外國人の生活及商業に關する状態に就て一般公衆の誤會を糾正せんとしたり。此のステートメントは上海及其他開港場に於ける外人經營の各工場が、概して建築・衛生及雇傭人状況上、遙に支那人の工場に比して優勝なることを力説し、かゝる工場の存在は勢ひ支那人の工場をして外人工場と競争的に労働者を雇入れしむるものなるを以て、自然に支那工場に於ける雇傭關係の改善を促す傾向ありと説明し、更に支那國境内の騷擾と租界内の平和安寧とを比較對照したる後、英人莫大の資本が支那に投下せられ居れること、並に支那との英國通商は英國に於ける千萬人の職工事務員に職業を與ふるものなることに言及し、支那に於て善良なる中央政府の建設されんには、英

支兩國間の貿易大に増進すべく、結局兩國國民に對し非常なる利益を與ふるものなりと指摘したり。(七月一日倫敦發ルター電)

### □傳説中の十省聯防規約

國聞通信社漢口の通訊によれば武昌にて川(四川)湘(湖南)鄂(湖北)陝(陝西)豫(河南)贛(江西)皖(安徽)甘(甘肅)黔(貴州)九省聯防を提倡したりとの説世に轟傳すること已に久し。但しその結果如何につきは局外人の知り得べき由はなし。然るに近頃某方面の宣傳によれば聯防範圍は現に増加して十省と爲れりといふ。乃ち鄂・川・湘・贛・豫・陝・晋(山西)・甘・皖に係りその宗旨とするところは領土を保全して段氏を擁護するにあり。この事に關しては曾つて漢口に在りて各省駐在代表會議を一回開催せしことあり。湖北の代表鄒魯斌・四川の代表喬毅夫・湖南の代表某・貴州の代表甘某・江西の代表杜亞雄・河南の代表段某・陝西の代表陳德麟は皆之に賛同を表示せり、其聯防條件に至りては目下正に呈出中にて某督辦より修改中なり。今草案の内容を聞くに下の如し。

(一) 鄂・湘・川・贛・豫・陝・晋・甘・皖等の諸省は時勢の要求に順應し大局の和平を促進せんがために協同聯防保境規約を立て共に信守に資すべきを公決せり。

(二) 聯防省分の結合は地域の連接を以て主とし或は情勢の相近きものを以て連盟を爲し、本約規程締結後もしその他の省分にして同一なる宗旨を有し加入を希望するものあらば、臨時に會議を開きて之を決定することを得。

(三) 聯防各省分は利害を同じうし共に保ち互に助くるの義務を有し、内に對しては聯防の精神を取り外に對しては同一の歩調を取ることを。

(四) 合肥段公は國家の元老にして執政の中樞なり。聯防省分は一致協同之を擁護し以て和平統一の盛治を完成せしむべし。聯防省分は其他友軍郵省に對しては均しく友誼的聯絡を守るべし。但し聯防を妨害し武力或は詐術を以て相侵略し、而して中央政府或は各方面の制止に服従せざるものに遭遇せば、勢ひやむを得ず共に正當防衛を取ることを。

(六) 聯防省分はその對内的たる對外的たるを問はず、一切の主張を進行せんと欲せば、均しく聯防會議を以て決定すべく、並に南北の中心たる武昌を以て會議の地點を爲し、各省長官親ら列席すること能はざるときは全權代表員を派遣して参加せしむるを得るも、その主席(議長)は會議所在地の督辦を公推して擔任せしむべきこと。

(七) 聯防事務を處理する爲め、武昌或は漢口に在りて聯防事務所を設定するを得。各長官より委員を派して組織せしめ、所在地長官の監督を受くべきこと。

(八) 本規約は聯防省分長官或は派する所の全權代表により捺印し大局平定の時に至りて之を撤消することに公決せり。

(六月十九日—廣州共和報)

### □ 孔・高兩部の近情

孔部の騷擾 孔昭同・高義に戰勝して後驕慢日に甚し。近來竟に戒嚴令を布き、その所部の軍隊をして恣に騷擾せしめ居れり。因りて同安・廈門間を往來せる旅人及居住民は怨聲常に道に

載たざるは無し。昨日日本埠某商行及某米商の店員の如き共に泉州に赴き小店員を雇備せんとて後落溪の渡船場に至るまでの間に軍隊の搜檢を受けたること四回に及び誠に物騒の至りにして、爲に時刻を遷延せしことも亦甚し。もし乗客より五元乃至十元を贖出して彼等の私囊を肥さんには直ちに放釋さるべし。否らずんば百方之に難辯をつくを例とす。又一艘の溪船の如き、二十餘元も追奪されたりといへば泉・廈を往來せる商旅は皆隱忍して只旅行難の嘆を發するのみ。(六月十八日—全國新日報)

高義・陳銘召電により汕頭に赴く 第二師高義・陳銘兩氏は泉州の戰爭に於て失敗したる後も淪落に甘んぜず。會つて代表某氏を派遣して汕頭の許氏に向ひ誠を輸せり。聞くところによれば高氏は已にその改編の容納を蒙り、建國軍攻閩軍第一師々長と爲り、而して陳銘及洪英は建國軍攻閩軍第一・第二旅長の兩職に任せらる。又汕頭方面にては近く高・陳二氏を汕頭に電召して一切の打合を爲す由なるを以て、昨日兩氏は已に汽船にて出發せしと云ふ。

(六月十八日—全國新日報)

### □ 沙面事變後胡氏の激勵的演説

廿三日我が廣東人民は上海・漢口・青島・九江各地の慘殺事件を援助する爲、士農工商兵を集

合して同情を表する巡行を爲したるが、其の過ぐる所の地方にては秩序整然たりしのみならず、其の演說號令や散布したるビラ及一切の動作は皆人道主義に根據を置き禮儀あるの舉動を爲し、のみにて、始終を通じて未だ嘗て少しも武力を恃み外人を仇視し仇殺するなどいへる狹隘なる行爲はあらざりき。然るに當日午後二時頃我が巡行せる群衆が沙基を通過し轉じて西關に入るの際、沙面の英國兵は竟に我が巡行の群衆に向ひ、先づ機關銃を用ひて掃射し、繼いで大砲を發射したる爲、我が群衆の銃砲に轟斃せらるゝもの百數十人に達し負傷者數百人あり、血屍は馬路及街衢に充滿し目もあてられぬ慘狀を呈せり。茲に一たび我が先大元帥が民族主義を提唱し、不平等條約の取消を主張し、各國租界を收回せんとの遺訓を讀むに、此の如き有性動物の爲すに忍びず言ふに忍びず視るに忍びざる慘劇を演出せるのよりて來れる原因のあることを知らん。看よ我が國人が最も文明的手段を以て外人を待てるに外人は却りて最も野蠻の手段を以て我が國民を待てることを。此れ固より巡行せる群衆の料るに及ばざる所なるのみならず、亦我が政府の逆じめ見及べる所ならんや。彼の帝國主義者は自ら號して文明先進の邦と爲せるに、其の行ふ所は竟に野蠻なる生蕃の下に出でたり。政府は此の如き陰賊險狠の謀と兇を窮め惡を極むるの擧を視て、憤慨惶惑の至りに堪へず。彼の帝國主義者は豫め機穽陰謀を設けて我を陥れ、或は其の堅船利砲及一切の物質的進歩を恃み、此の慘殺事件を藉りて示威的に排

戰するも亦未だ料るべからず。然るに國家の外人侵奪に對する、或は武力を以て勝つものあり、或は經濟を以て勝つ者あり、或は政治を以て勝つものあり、或は社會群衆を以て勝つものあり。故に政府は今次帝國主義者の兇暴なる行爲に對し、務めて必ず最も文明的なる方法に依り帝國主義者の陰謀を打破すべし。若し帝國主義者が仍ほ自ら悔悟せざるときは、必ず兵を以て相見ゆるも懼れざる所なり。之を要するに必ず我が先大元帥の提唱せる民族主義と不平等條約取消と各國租界收回と帝國主義打倒との目的を達して後已まんのみ。本政府は世界人類に對して只人道の公義あるを知りて、強弱あるを知らず、又更に銃砲あるを知らず。望むらくは我が國々民が一方政府の命令に服従して努力奮闘し、一方亦個人の人格を尊重して夢にも暴動を起すことなかれ。吾人が最後勝利の日は即ち帝國主義の永く滅びて見えざるの時なり。夫れ世界各國民族の自由と獨立とは全く奮闘よりして來る。其の環境に迫られ無量數の熱血を犠牲とせざる能はざるものあるに至りては亦事勢の避くる能はざる所なり。然れども未だ懦弱に流れて死を畏れ外國に媚びて苟安を貪るの民族にして能く今日の世界に生存するものはあらず。故に吾人は今次の慘殺事件に對し第一には應に彼の帝國主義者の真面目の十分に暴露され、且其の愈迫り愈近づきつゝあるを以て我が國人が之に向ひ努力奮闘せざるべからざるを知るべく、又第二にはまさに我が國家と民族とは已に帝國主義者の包圍する所と爲りて生死關頭に立てる

を以て、努力一番、帝國主義者の勢力を衝破するの外には一綫の生路もあるなきを知るべし。現に我が全國は一致共力して上海慘殺事件の犠牲と爲らんこと願ひ居れば、國民も亦已に帝國主義の禍の肩に迫れるを知りて自ら救ふ所以を思へるを知るべし。されど外人は嘗て我が國民の熱度を五分間のみと識れり。吾人は是に於て我が同志同胞の此の恥を雪ぐには毅力を以て堅持し斃るゝまで奮闘せんことを望まざるを得ず。(六月二十七日—國華報)

### □廣州國民黨の對英佛宣傳

#### (甲) 在支英人の八大罪狀

- 一、鴉片烟を輸入して毒を全國に流せり、
- 二、香港を割奪し、我が藩屬編制を滅し、我が西蔵を侵せり、
- 三、無理に租界を開かせ、會審公堂を設けさせたり、
- 四、率先して我が國に逼り、領事裁判權を承認せしめたり、
- 五、賠款を勒索し、我が國海關の管理權を侵奪せり、
- 六、中國の海關稅則を制限して、我が國の財源を損壞せり、
- 七、廣東沙面の工人を欺壓せり、
- 八、今次又上海・漢口・廣州に在りて、中國愛國の學生及市民を銃殺せり、

#### (乙) 英佛帝國主義者に對する經濟絶交の十不辦法

- 一、英佛の貨物を用ひざれ。凡そ洋酒・紙烟・香水・化粧品・毛織物・絹織物・雨傘・鋼鐵器・罐詰食品・石油雜貨等の英佛二國より來るものは、一切之を購用するを拒絶す、
- 二、英佛銀行の紙幣を行使せず、
- 三、英佛の銀行に預金せず、
- 四、英佛洋行と買賣交易せず、
- 五、英佛人に食品を賣與せず、
- 六、英佛洋行住宅の買辦奴婢給侍をならす、
- 七、土地產業及住家・商店を英佛人に貸出せず、
- 八、英佛人の設けたる學校・教堂・醫院に入らず、及英佛人の醫士教員を延請せず、
- 九、一切家屋店舗を英佛人に貸貸せず、
- 十、英佛人と面會・談話・通信せず、

(六月廿五日・廿六日—廣州民國日報)

### □廣東政府改造案の重要宣言

茲に誠に謹んで中國々民黨中央執行委員會が政府組織改造に關する決議案を接受し、併せて之を施行することを宣布す。

中國々民黨中央執行委員會が政府組織改造に關する議決案

元首の徂逝せしより以來、本黨既に誠實堅毅の決心を以て遺囑を接受し、繼續努力し以て國

民革命の事業を完成することを期し、同時に政府の組織改造に對し亦已に鄭重に考慮し、決定して合議制を採用し、以て集思廣益の效を收めんと期せり。たゞ當時反側の徒肘腋に伏し、朝夕隙を伺ひ逞しうせんと思へるを以て、若し假すに事柄を以てせば刃を敵に授け以て逆を助け而して亂を長せしむるに異なるなし。故に留めて待つことあらざるを得ず。茲に政府内部なる叛亂分子は數を悉して掃除したれば、已に同心同德もて責任を荷負するの可能あり。且叛亂掃除の後は數年來政治上の障礙物たりしもの已に存在せざるに至りたれば、正に宜しく時に及びて建設に従事し、本黨の政綱を次第に實現するを得しむべし。則ち尤も群策群力もて勉勵進行の必要あり。茲に決議すること左の如し。

一、國民政府を設置し全國に關する政務を掌理せしめ、委員若干人を以て會議を組織し、並に委員中に於て常務委員五人を推定して日常政務を處理せしめ、並に軍事・外交・財政の各部を設置し、部毎に部長一人を設け、委員を以て之に兼任す。若し將來部を増すの必要あらば委員會の議決を経て之を行ふ。

一、軍事委員會を設置して全國の軍務を掌理せしめ、委員若干人を以て會議を組織し、並に委員中に於て一人を推定して主席と爲す。凡そ軍事に關する命令は軍事委員會主席及軍事部長より署名し、軍事委員會内に在りて軍需處等を設け職務を分掌せしむ。

一、監察部を設置し、委員若干人を以て之を組織し、政府各級機關官吏の行動を監察し、及款項の收支狀況を考核せしむ。

一、懲吏院を設置し委員若干人を以て之を組織し、官吏の貪汚不法と及政府の命令に服従せざる者などを懲治せしむ。

一、省政府を設置し、全省の政務を掌理せしめ、分ちて内政・外交・財政等の廳と爲し、廳毎に廳長一人を設け、並に各廳長聯席會議より主席一人を推定し、市政委員會を設置す。現代職業團體・農會・工會・商會・教育會・自由職業團體の時に在りては、六種團體中各三人を委任し、十八人を合して委員と爲し、(現時暫く委員制を用ひるも、將來は再び選舉制を行はん)以て市政委員會を組織し、並に委員長一人を任命して市政委員會の主席と爲し、並に財政・工務・公安・教育・衛生の五局を設置し、局毎に局長一人を委任し、而して委員十八人を以て分ちて六種の委員會と爲し、會毎に若干人を以て之を監察せしむ。

以上各種機關の詳細なる組織は須く本年七月一日以前に之を制定公布すべく、各種機關は均しく須く本年七月二日に成立すべし。

中華民國十四年六月二十四日

大本營總參議代行大元帥職權胡漢民

(六月二十五日—廣州民國日報)

### □廣州國民政府各部長

政府の事務分掌 東江陳軍及楊・劉二軍の全數肅清を告げ革命の障礙已に除かれたれば、國民黨建設的計劃の進行は猶豫を許さず。故に國民中央政府の組織は目下切要の問題となり、胡代帥及廖仲愷・王正廷・伍朝樞・古應芬の各部長及許崇智・譚延闓・程潛・朱培德の各總司令等、連日に亘り此の問題に關し頻りに大本營にて會議を開きて討論しつゝあり。今其の組織を聞くに先づ政府内に十一部を設置し、全然委員制を採用し、部には委員長一人を置き、其の下に委員若干人を設くる筈なるが、中央革命政府に委員長を置くや否や、又國民黨中央執行委員會に直轄するや否やは今尙討論中なり。所謂十一部とは(一)内政部(二)外交部(三)財政部(四)軍事部(五)建設部(六)教育部(七)司法部(八)監察部(九)工人部(十)商人部(十一)農人部なるが、其委員長は内政部と教育部とは胡漢民を委員長とし、外交部は伍朝樞を其委員長に、財政部は古應芬か廖仲愷の何れかを其委員長に、又軍政部は許崇智を、建設部は譚延闓を、司法部は徐謙を、監察部は張繼を、工人部農人部は廖仲愷を、商人部は孫哲生を夫々の委員長に擬定され、國民中央政府に至りては、若し之れが國民黨中央執行委員會に直轄するときには委員長を設けざるも、若し直隸せざるときは一委員長を設け、此の委員長には汪精衛が任せらるゝならん。又覺悟社

の通信によるに、已に擬定されたる十一人の外徐謙・于右任・張繼・戴季陶等は皆行政委員に任じ、謝持等は監察委員に任じ、國民政府の下に外交・軍政・財政等の各部を設立し、各委員より各部の事務を分管し、定めて七月一日に正式成立を告げ、其組織草案は汪精衛・伍朝樞等専ら起草に従事せりといふ。(六月二十三日—廣州民國日報)

國民政府愈々成立 國民政府の事務を取扱へる委員會は已に其組織を了り、委員の數は十六人と定まり、孫科・伍朝樞皆其列に在り。各員は孫中山の政治主義を遵行することを宣誓したり。各外國領事は英佛二國領事を除くの外は皆招待されて本日の成立式に參列する筈なりしが、各領事一人として參列せしものなかりき。(七月一日—廣州發外電)

國民政府の役割と役所 七月三日香港發電報によれば、同一日に國民政府組織成立し、同政府は取り敢へず舊省長公署に設けられ、廣東省政府は舊財政廳を以て之に充用さるゝことゝなり、夫々の任命は略ぼ左の如しといふ。

國民政府 秘書長	李文範
廣東軍事廳長・軍事部長	許崇智
民政廳長	古應芬
財政廳長・財政部長	廖仲愷
建設廳長	孫科





商務廳長	宋子文
教育廳長	許崇清
農工廳長	陳公博
高等顧問	鮑爾汀
外交部長	胡漢民
大理院長兼管司法行政(赴任前は林以代理)	徐謙
海關監督兼交涉員	傅秉常
鹽運使	鄧澤如
市政委員長	伍朝樞
市財政局長	譚光槐
市工務局長	林逸
市公安局長	吳鐵城
市衛生局長	司徒朝
市教育局長	王仁康

(七月四日—新聞報)

### □兩廣近事

許總司令省城に歸る 汕頭の電報に云はく、粵軍許總司令は汕頭の軍營に在りて我が軍廣州を克復せりとの報知に接し甚だ欣慰するところあり。汕頭各軍政機關は均しく爆竹を鳴らして

慶びを誌せり。許總司令は十四晚安北艦に座乗して省城に向け出發せり。確實なる消息によれば、許氏は十九日朝省城へ到着、一般の歓迎を受けたりといふ。(六月十八・十九日—廣州共和報)

鄧氏廠長に任命さる 大元帥令によれば鄧仕章を兵工廠長と爲し、同時に蔣中正・吳鐵城をして市内の募兵機關を一掃せしめ、又新聞検査員を裁撤せしむ。(六月十八日—香港電)

張國貞汕頭に留守 南越社謂はく、許總司令は汕頭より廣東省城へ返れるにつき、所屬の隨員も亦多く隨同し行けり。是に於て汕頭軍營の職權は第四軍長張國貞及總司令部參謀處長馮軼裴に委任し一切を主持せしむることとせり。(六月二十日—廣州共和報)

洪兆麟部は二十日潮安に至り、原駐の許軍楊錦隆部は揭陽に退きぬ。洪より委員を派して汕頭に來り粵軍副總指揮部を恢復し胡午澄を財政局長と爲す。汕頭各機關の許軍舊人は均しく已に汕頭を離れ、葉舉部の陳修爵・陳演雄は已に饒平に至れり。

(六月二十四日—申報)

廣東當局の財政會議 革命軍廣州を克復して後政府は財政に對し力めて整理を圖れり。聞くところによれば昨十九日午前汪精衛君・古應芬(部長廖仲愷)部長等財政廳に在りて財政事宜を會商したる結果、財政の回收及今後の施設に對し夫れく計劃する所ありしと云ふ。

朱軍訓練に著手す 時事社曰はく、滇軍總司令朱培德は先日北江より隊を率ゐて敵軍を截撃



し、敵の殘軍の軍械を押收されたるもの甚だ多し。朱は乃ち敗兵を收容することに苦心し分別  
收編して之が操縦に力め居れり。隨ひて其の收編せるもの約八千餘名もありといふ。已に昨日  
全數を遷して北江一帶に駐め、訓練の上勁旅を成し以て軍を郊外に移すの原議に副はむとす。

(以上六月二十日—廣州共和報)

石龍軍營の來電 建國潮梅軍々長兼東江勦匪督辦羅翼羣は六月十八日許總司令の電令を奉  
じ、所部二千五百人を率ゐて去る十四日河源より出發し、舖前・黃麻廠・柏塘・响水を経て本日  
龍華墟に至り、明日石龍に至らんとす。殘部三千人は悉く老隆・河源・金連平・龍門に在りて別  
々に集中し令を持たしめつゝありと電報を以て報告せり。

譚氏客を宴す 二十日正午譚延愷は高第街の假兵營に在りて許崇智氏を請宴せり。是の日の  
來會者は吳鐵城・胡漢民・伍朝樞・汪精衛・古應芬・蔣介石・程潛・鄒魯等數十人なりしといふ。

(以上六月二十二日—廣州共和報)

范部軍需處長の電 范石生部軍需處長は十五日胡漢民に打電して謂はく、今次楊・劉は北方  
に投じて雲南と聯合し、兵を稱げて廣東に禍す。敵軍長既に事前に於て未だ之を聞知せず、事  
後に於ても未だ其叛逆を屠る能はず。罪を負ふこと誠に多し。敵軍の參謀長李宗黃に至りては  
その私憤を逞し、罪を政府に得たるは此れその私人の動作にして敵軍とは全然關係無し。敵軍

が討賊に出發したるは人の苦に鑒る所にして今や南甯已に下りたれば掃蕩期すべし。孫先生の  
三民五權は將に滇土を惠まんとす。(六月十九日—申報)

### □廣西省黃紹雄の壯語

廣西全省綏靖處會辦たる黃紹雄氏は柳州沙埔に在りて唐繼虞の歩隊を敗りしより後、直ちに  
柳州城に歸りて休息せり。現に唐軍は遠く走り沈鴻英・韓彰鳳等も一時は聲を密めて更に振は  
ざるを以て、黃氏は病後且鞍馬の勞多きとにて柳州方面の軍事を其參謀長兼指揮官たる白崇禧  
に交付し、柳州より軍用船海安號にて梧州に向ひ六月二十三日正午に安著し總指揮部船務處よ  
り上陸輜輿をからず軍服のまま歩行せるが、隨行する者には駭売隊數十人あるのみにて直ちに  
塘基街總指揮部に入れり。聞く黃氏の此の行稍休養を爲したる後、仍ほ潯州に返り李宗仁と南  
甯進攻の事を打合すべしといふ。黃氏が柳州に在りし時曾て一書を邕寧に駐れる唐軍將領胡若  
愚等に送れるが、中に謂へるあり云く、此の次唐氏妄に師徒を遣はし途を分ちて桂に入り吾が  
民を侵害す。敵軍は桑梓を保護する責任あれば師旅を陳ねて相共に周旋したり。此れより前唐  
氏は三たび吳顯學部を遣して柳州を進犯せしめしに、弟は躬ら部隊を率ゐて之を邀へ戦ひ片刻  
にして吳は敗逃したり。嗣いで復た王潔修・景仕規・何世雄等の部をして再び進犯せしめたるも

沙埔の一役數時を過ぎざるに全軍自ら弟の軍に武器を押收され、人馬一の返るものなかりき。此れ飢疲交も迫り軍に闘志なき爲にして、亦天心亂を厭ひ將士心離れ居るの状を見をに足る。誠に唐氏罪惡の然らしむる所にして敵軍戰鬥の力には非るなり。弟は天幸により成功したるも、同種の相殘ひ伏屍の野に盈つるを見るに就け傷心何ぞ限らん。而して唐氏が軍を疲らして遠征せるに其の獲る所幾何ぞ。現に唐氏は雲南より出走し人の三逸を主持するものなし。執事の爲に計るに何ぞ范軍を合作し雲南に返りて之を主持するに如かんや。執事請ふ幸に乖擇せんことを。若し萬一にも復命を獲ずんば、敵軍常勝の師を以て餘勇を鼓し進んで邕城を陥れん云々と。措語未だ實を失するを免かれざるも、廣東已に轉變したれば、廣西に在る唐軍も亦當に影響を受くべきなり、(七月二日新聞報)

□河南省濟源縣銅礦地質の簡略なる報告 (下)

第六章 礦 床

濟源銅礦は多く古生代の含む石英脈内に生せるものにして、石英脈と接近せる大理石岩及片岩内にも亦往々金屬礦物の踪跡即ち黄鐵礦・黄銅礦等の如きあり。故に銅礦の礦床を知りなば、礦脈に類せるを除くの外、亦浸染礦床あり。蓋し其生成の際、深處は必ず岩漿の鼓湧上昇し、

古生代の地層に向ひて侵蝕し來り、而して其時各種礦質の液體及氣體を含むと雖、岩漿は上騰し、地層の間隙及弱點を循りて進み、冷却凝結するに及び、石英脈の礦質を多く含有する所となれり。礦物の結晶は石英脈内に含まれ、其金屬礦質の氣體一部を含み、更らに進みて片岩或は大理石岩内に衝入して晶形を結成す。唯岩漿の大理石岩地表に於て結晶するを未だ嘗て目撃せざれども、深處に於ける凝結は疑ひ無し。礦床にして既に胎凝するにあらざれば、接觸礦床は其含有金屬礦物の變品と關係無く、岩石は先づ礦床の生成せる後、變質するものたるを知るべし。石英脈の片岩・片麻岩・大理石岩内に生せるは長短一定せず、而して薄厚各種にして、金屬礦物を含むもの或は含まざるもの等あり。礦脈の多くは地層の層向及斜向と平行し、時に亦地層と交切し、自から脈向を形成す。礦床の古生代内に生せる状態は頗る散漫なるものにして、縦横に交錯し、觸る處何れも目撃し得べく、含有金屬礦物は即ち特別に調査すべし。茲に此次觀たる石英脈内の金屬礦物を略叙すれば左の如し。

鷹魚溝の礦脈は鷹魚溝村の東北約半支里に亘る溝に跨り、而して雲母片岩・角閃片岩及大理石岩の間に夾生し、脈向は略東西より成り、稍や西北・東南に偏し、北偏東北に傾斜し、斜角約六十度なり。溝の西に舊洞二箇あり、土人の會つて銅鐵を採掘せる處にして、石英脈の寬さ、約二尺あれども、礦物の露出せるは頗る少し。想ふに此れは已に土人の採取せる爲めなるべく、

堤上銅鑛の露出し、線をなせる石英脈の寬さは數寸に過ぎざるなり。銅鑛の往々石英脈及片岩の間に夾まれ、或は片岩内に含まるものは礦線の寬狭不同にして、常に連續せず、礦物は黃銅鑛及黃鐵鑛なり。溝の東にある石英脈の寬さは約三尺にして、大理石岩及片岩内に夾まれ、溝西の脈と連なり。礦物の見るべきものは孔雀石にして、大理石岩及片岩内には常に黃鐵鑛の完全なる結晶あり。完全なる石英脈は甚だしくは長からず、脈に従ひて尋ねれば、溝を距る事遠からざれども、地中深く没するを以て、馬頭山銀洞窪礦脈は見るべくも無し。馬頭山の西南堤路旁に舊洞一箇あり、之れも亦曾つて銅鑛を採掘せる處にして、石英脈は片岩内に夾まれ、東部は略東西向を成し、直立に近く寬さ約三尺あり。西部脈は東北西南に向ひ、西北に向ひて傾斜し、斜角約六十度なり。而して厚さ三尺乃至八尺にして、礦物の見るべきものは孔雀石・雲母・赤鐵礦等あれども、石英脈の長さは約百米突なり。馬頭山青黃溝礦脈は馬頭山の西に位し、片岩中に生じ、略東南西北向を成し、西南に向ひて傾き、斜角約六十四度あり。脈の寬さ約四尺にして、尙西部に舊洞一箇あり。脈に沿ひ片岩と接觸する處に赤銅礦、孔雀石及赤鐵礦あれども、脈の長は亦百米突に過ぎず。截板溝及硫黃溝の礦脈は截板溝の南に位し、大路旁に沿ひ、片麻岩内に生じ、略東南西北向を成し、西南に向ひて傾斜し、斜角七十四度なり。脈の寬さ約四尺にして、舊洞一箇あり。礦物の見るべきものに孔雀石あれども、脈の延長長からざる

なり。截板溝の東北礦脈は片麻岩内に生じ、略東西向を成し、南に向ひて傾斜し、斜角約五十五度、寬は一尺より四尺にして、尙舊洞あり、礦物に赤鐵礦あれども、其脈の延長長からざるなり。安坪柿樹溝礦脈は三道あり、何れも片麻岩内に在り、一の寬さ約一尺五寸、一の寬さ約一尺にして、脈は東南に向ひて傾斜し、斜角約四十度なり。礦物は黃銅礦・孔雀石及赤鐵礦あれども、脈は何れも長からず、一の寬さ約三尺にして、東北に傾斜し、舊洞あり、然れども金屬礦物は發見せず、脈も長からざるなり。孫真人墳礦脈は孫真人墳の東南に在りて、片岩内に生じ、略東北西南向を成し、脈の寬さ約二尺にして、舊洞あり。礦物に黃銅礦・孔雀石等あれども、脈は短かし。更らに東南に石英脈一道あり、片岩内に生じ、略東南西北向を成し、脈の寬さ約三尺にして、舊洞あり。云ふ處に據れば、曾つて礦石を採掘せしものなりと、而して脈の寬さ約一尺、長さ約三十米突なり。小溝礦脈は小溝村の南路旁に位し、片岩と片麻岩との間に生じ、略東南西北向を成し、直立に近く、脈の寬さ二尺乃至六尺にして、舊洞あり。礦石の露出せるものは悉く採取し盡され、礦物には孔雀石あれども、脈は長からざるなり。芝麻窪礦脈は小溝の東北約一支里餘の處に在り、片岩内に生じ、略東北西南向を成し、直立に近く、舊洞あり、礦物に孔雀石あり、脈の寬さ約二尺にして、長さ約三十米突なり。更らに北に石英脈の一道あり、片岩内に生じ、略東北西南向を成し、西北に傾斜し、斜角約五十六度、脈の寬さ約五

尺、長さ約六七米突にして、金屬礦物無し。黄土密礦脈は小溝の東北約一支里の處に在り、片岩内に生じ、略東南西北向を成し、脈の寬さ約二尺、長さ約六七米突あり。車幅溝礦脈は車幅溝の東溝東岸に在りて、片麻岩内に生じ、略東西向を成し、直立に近く、脈の寬さ約一尺五寸にして、其延長甚だしくは長からず、礦物に孔雀石及藍銅礦あり。豆腐溝礦脈は宮河溝の西に亘り、片麻岩及片岩内に生じ、脈は二道あり。北溝礦脈は略南北向を成し、直立に近く、脈の寬さ約三尺にして、舊銅あり。南溝礦脈も亦南北向を成し、東に向ひて傾斜し、斜角約七十度、脈の寬さ約四尺にして、礦物に孔雀石及赤鐵礦あり、而して兩脈共に長からざるなり。黃銅溝礦脈は清虛宮の西北約八支里に在りて、片岩内に生じ、略東南西北向を成し、西南に向ひて傾斜し、脈の寬さ一尺に及ばざれども、舊銅あり。清虛宮の西北一支里餘に在る片岩内に石英脈あれども、甚だ薄く、内に孔雀石を含有す。水格澗礦脈は水格澗村の東北一支里餘の處に在り、片麻岩内に生じ、略東西向を成し、北に傾斜し、斜角約五十度、脈の寬さ一尺乃至二尺にして、延長長からず、礦物に黃銅礦・孔雀石等あり。紙坊礦脈は紙坊村の西に在りて、片麻岩内に生じ、兩脈あり。北溝礦脈は略東南西北向を成し、西北に傾斜し、斜角約四十度、脈の寬さ約一尺にして、延長長からず、礦物に黃銅礦・孔雀石あり。南溝礦脈は已に礦石の露出無く、舊銅は頗る深く、脈は略東南西北向を成し、礦物に孔雀石及雲母・赤鐵礦あり。

銅礦外に鉛礦二處ありて、其一處は又銅礦を産す。安嶺鉛礦脈は張坪の北八支里の安嶺北山に在りて、片岩内に生じ、略南北向を成し、直立に近く、脈の寬さ約五寸にして、延長長からず、舊銅あり、礦物に方鉛礦・黃銅礦等あり。勳掌鉛礦脈は勳掌村の南約六支里の雙峯山に在りて、鍾狀灰岩内に生じ、舊銅あれども、脈中既に礦石の露出を見ず、現在採掘に従事せる者の言に據れば、礦脈の傾斜深く約一支里餘、礦脈の寬さ約二尺にして、方鉛礦を含み、寬さ處約四寸あり。脈は大概西北東南向を成し、略直立す。此脈は寒武利亞紀地層内に生ずと雖、其生成は各處の銅礦と同時に礦質の液體及氣體を含むに止まり、含む礦質の各部は不同にして、衝入する地層に差異あり。

礦床の生成時代は尙確定する能はずと雖、但し鉛礦を含む脈及銅礦を含む脈にして、若し果して關係あれば、即ち礦床時代は寒武利亞紀の後なるべく、其時地下の岩漿上昇し、礦質を含む液體及氣體の大部分は古生代の地層内に侵入し、一部分は竟に上昇して鍾狀灰岩層に至れるなり。

第七章 礦 質

此次採集せる各處の礦石は未だ分析せざるを以て、含有礦質の多寡は容易に確定し難きも、調査所吳所長の採取せる礦石の化學試験の結果に據れば、馬頭山青黃溝の銅礦は銅の含有最も

多く、約百分の二十八以上にして、孫真人黄土密豆腐溝一帯の銅礦も亦銅の含量多し。鷹魚溝の銅礦は銅の含有稍や少きも、金の含有量頗る多く、一噸の礦石中金の含有量一英兩二錢なりといふ。吳所長の前回採集せる礦石は鷹魚溝の黃銅礦・黃鐵礦・孫真人填黄土密の銅礦・斑銅礦、宮河豆腐の黃銅礦・赤鐵礦、馬頭山青黃溝の赤銅礦・卜安嶺の方鉛礦等なり、而して此次視察せる露出礦石は多く孔雀石なれども、唯鷹魚溝には黃銅礦・黃鐵礦、安坪柿樹溝には黃銅礦・赤銅礦・赤鐵礦、車輻溝には藍銅礦、孫真人墳には黃銅礦、水格澗には黃銅礦・赤銅礦、紙坊溝には黃銅礦・黃鐵礦・雲母・赤鐵礦、卜安嶺には方鉛礦・黃銅礦、勳掌には方鉛礦、馬頭山銀峒窪には雲母・赤鐵礦、馬頭山青黃溝には赤銅礦あり。赤銅礦は唯色合比較的黒きも、硬度は頗る赤鐵礦に似たり。礦石の一部は已に分析を経、含銅量百分の一以上なるを確認せり。前回採集せる赤銅礦の含銅量百分の二十八なるは、大概銅礦の一部に付き試験せるものにして、含有銅は已に下向し、浸濾せるを以て僅かに他質を餘せり。而して他の一部は未だ浸濾を受けざるを以て、尙銅の含有量豊富なるべし。

第八章 礦 量

礦量の計算は原來容易の事にあらざれども、其中金屬礦物の計算は特に困難なり。況や本區域の銅礦石は露出せるもの多からず、地中に於ける情態も未だ查考せざるを以て、計算する由

なし。故に礦量の多寡を定めんと欲すれば、一度試掘するにあらざれば不可能なるを以て、敢へて記するを得ざるなり。

第九章 礦 業

本區域の銅礦は未だ採掘の出願無きを以て、銅業と云ふべきもの無し。唯此次の調査上彼の地に到りし時、確實に人々の採掘に従事せるに相遇せり。一は紙坊に於ける銅礦の開採、一は勳掌に於ける鉛礦・銅礦の開採にして、孫某の經營なり。先に一舊峒を繼續採掘せしが、得る處無かりしを以て、別に新坑二道を整掘せり、斜深約二十尺、一脈の厚さ約一尺餘あり。現在は僅かに黃銅礦の踪跡を見るのみなれども、勞働者約四五千名従事す。鉛礦は苗某の經營に係り、舊峒を經營採掘せるものにして、坑の深さ已に約一支里に達せり。而して現在従事する勞働者は六名にして、晝夜の兩班に分れ作業せり。其云ふ處に據れば、礦石の採集量多き日は約八十斤に達すれども、平常約五十斤にして、工賃は一人に付き各班共銅元六十枚なり。而して已に採集せる礦石は約數千斤に上り、費せる金額は大洋約一千餘元に達したりと。但し兩礦共未だ採掘を請願せず、官廳に於ける立案も未だ知るを得ざるなり。

第十章 結 論

礦産の價値の有無は量の多寡、質の優劣等に依りて定まるものにして、濟源銅礦の礦質は分析

の結果、多少各處のものと不同なりと雖、大部分は劣等にあらす、馬頭山青黃溝の赤銅礦の如きは銅の含有量百分の二十八以上に達し、已に上等礦と稱するに足れり。唯礦量の多寡は殊に深く研究するも、尙容易に計算し得るものにあらずれば、即ち外表に因り窺ふと雖、而かも地中の變化は實に測り難く、試掘するにあらざれば、妄りに評定するを得ず、且つ又時に既に試掘し結果を得たりと雖、尙絶対に勝算ありと云ふべからざるなり。然りと雖、表面上の研究に於て得たる事實も亦、往々にして礦産の有望なりや否やを證明するに足る事あり。故に今數日の觀察に依りて得たる事實を分述し、以て參考に資せんとす。紙坊の西に石英脈一道あり、表面は僅かに孔雀石を發見するのみなれども、下に向ひて掘り進みなば、黃銅礦を發見し、更らに漸次増加の傾向あり。鷹魚溝西坡銅礦も亦表面の礦石は見るに足らざれども、掘り進みて得たるものは、稍や豊富にして見るべく、愈々地中深く掘り進みなば、礦石の量愈々増加す。若し礦脈に沿ひて掘り進み、適當なる深處に至りなば、或は採集の望みある礦床を得べき希望あり。本區域は古生代の分布する處、至る所礦脈頗る多きも、寬狹不同にして、金屬礦石を含むもの或礦石を含まざるもの等あり。礦床學上、通例礦脈の上部に養化帯あれば、往々礦質を含み、又含有する事あるも豊富ならず、其下部にして富集帯なれば、礦質を含む事甚だ多し。馬頭山青黃溝一帶は此種の情態に類似し、礦脈の上部に赤鐵礦に類似の赤銅脈あり。銅の含量時に頗

る僅少なるは礦質の浸瀦されたる爲めにして、下部の深處は富集帯を得るの希望あり。此れ礦脈の採集し得べき希望ある事實の證明にして、之れに反すれば亦採集し得べき希望無き證明なり。本區域の石英脈は多しと雖、而かも其延長の長きもの頗る少く、觀察し得たる處に就き見れば、唯馬頭山銀銅窪は比較的長きも、其多くは百米突に過ぎず、他處のものも數十米突或は數米突なり。古生代内に含まる、小石英脈は極めて夥しく、其大部分は扁豆狀を成し、地中に向ふに従ひ、礦石は増加すと雖、而かも兩方に向はず、延長及量も亦限りあり。礦脈の露出せる部分は高處なるもの或は低處なるもの等ありて、等しからず。溝渠の旁に位し、溝底を距る事高からざるもの、山脊或は山腹に位し溝底を距る事數百米突なるもの、礦脈を距る事遠からざるもの、及高底の差數百米突なるもの等あり。而して其含有礦石には豊富なると否とありて、底處の礦脈は高處の礦脈に比し優良なり。但し觀察し得たる礦脈中、高處に在る礦石は未だ必ずしも比較的少きにあらす、低處に在る礦石も亦未だ必ずしも多きにあらす、上下二三百米突の間にある礦質は特に優良なる傾向ありとも認め難し。此は鉛礦脈の三百米突掘り進むも、尙富集帯に至らざるを證明するに似たり。故に採集し得べき希望ある礦床も甚だしき深掘りは不良なるが如く、即ち採掘の經濟上已に大損失を受くべく、況や三百米突以下の礦石は未だ必ずしも富集帯ならざるに於て特に然り。此れ又考慮すべきものなり。之れを總括するに、濟源銅礦

の採集し得べき希望の有無は實に容易に解決し難き問題にして、茲に觀察せる所を略述せるは、識者の參考に列舉せるに過ぎざるなり。(完) (農商公報第百二十六期技師野田編)

比律賓

比島對外貿易一斑(二)

主要輸出品

馬尼拉麻 馬尼拉麻は本島輸出品中常に優秀の地位を保ち、多年の間、就中比米戰爭以來、屢々輸出品の第一位を占めてゐる。這は、主として同産物が世界に於て最上の網索用纖維とせられ、常に此種の纖維に對して大なる需要があるからである。同纖維は一八二〇年に合衆國に知られる様になつた。即ち、合衆國海軍少佐ジョン・ホアイトが當時其の見本をマサチューセツト州サレムへ携へ歸つたのである。爾來同品の輸出は健實に發展し、屢々第一位を占むることゝなつた。原料の輸出に加ふるに、近年では網索・布・帽子・眞田等の如き同纖維よりせる加工製品が一般に輸出せらるゝに至り、而も此等加工製品の輸出は益々増加しつゝある。

一九一九年に、馬尼拉麻は同纖維の價格暴落に因つて首位輸出品としての地位を失墜し、而も合衆國に於ける椰子油の俄景氣は、遂に椰子油をして輸出品の第一位に昇格せしめた。一九一九年度の馬尼拉麻輸出總額は僅か五三、七〇三、〇五二比で、即ち前年よりも六二、〇〇〇、〇

〇〇比以上の減退であつた。而して一九二三年に、同品の輸出額は價額に於て二二年度に比し一〇、八二二、三二二比方の増加を告げたが、而も當年砂糖は六九、〇三八、二四六比を以て首位を占め、第二位は椰子製品の六八、四二五、七一〇比、馬尼拉麻は漸やく第三位であつた。馬尼拉麻には主として其の質・強度・長さ・色合によつて凡て十八通りの標準等級がある。而して例年馬尼拉麻の大量を輸入するのは合衆國、大不列顛及び日本で、メディアム級は重に合衆國へ、コーサー及びコーデーシ級は大不列顛へ、ファイナー級及びタゲール眞田は日本へ輸出される。

一九九一—一九二三年馬尼拉麻輸出表

年次	數量	價額(比)	千疋當り平均相場(比)	輸出總額に對する百分比
八一九	25,376,681	2,590,177	370.9	25.8
九一九	26,690,000	2,900,000	330.3	28.2
〇一九	22,250,111	2,590,177	310.0	25.0
一一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0
二一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0
三一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0
四一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0
五一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0
六一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0
七一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0
八一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0
九一九	11,264,000	2,800,000	310.0	25.0



第百四十七號

九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七
17,300,000	15,900,000	15,750,000	15,700,000	15,600,000	15,500,000	15,400,000	15,300,000	15,200,000	15,100,000	15,000,000	14,900,000	14,800,000	14,700,000	14,600,000	14,500,000	14,400,000	14,300,000	14,200,000	14,100,000	14,000,000
元五八六八	元五〇九三	元四七三〇〇	元四三〇〇〇	元三九〇〇〇	元三五〇〇〇	元三二〇〇〇	元二九〇〇〇	元二六〇〇〇	元二三〇〇〇	元二〇〇〇〇	元一七〇〇〇	元一四〇〇〇	元一一〇〇〇	元八〇〇〇〇	元五〇〇〇〇	元二〇〇〇〇	元〇	元〇	元〇	元〇
三三〇	三二〇	三一〇	三〇〇	二九〇	二八〇	二七〇	二六〇	二五〇	二四〇	二三〇	二二〇	二一〇	二〇〇	一九〇	一八〇	一七〇	一六〇	一五〇	一四〇	一三〇

砂糖 甘蔗糖は比島に於ては商業的重鎮をなす一の上位主要産物であつた。凡そ一世紀前の不完全なる記録に於ても、一七八〇年には四、二五、〇〇〇封度の同製品を輸出したといふ諸材料があるのである。而して一八四〇年には同輸出額は三七、一〇五、〇〇〇封度となり、爾來

一八九九—一九二三年砂糖輸出表

年次	量(担)	價	額(比)	千担當り平均相場	輸出總額に對する百分比
一八九九	八五八七五五		六九七四〇〇	八〇	三三三

一八八九年に至る數十年間、引續いで漸増を維持し、甘蔗糖は正に本島首位輸出品であつた。西班牙統治中の最高輸出額は一八九五年の七五、二二三、〇二三封度であつた。然し一八九五年に續く戰亂當時に於て、斯業は一時衰運に逢著し、一九〇四—五年に至る迄斯業回復に對しては殆んど力を用ひられなかつた。斯くて一九〇五年に入つて、比島は前年一九〇四年よりも二五%方多くを輸出するに至り、更に一九二二年度には、七九六、五五七、六五四封度の記録を止むるに至つた。尙ほ一九二三年度に於ても五九八、三六二、五七三封度を輸出した。

分蜜糖の輸出 比島最初の製糖所は、一九一〇年に初めてミンドロー島に設立された。然り乍ら、一九一四年迄は、製糖所で産出した分蜜糖は輸出せらるゝ迄に至らず、産額は尙ほ微々たるものであつた。然し一九一八年には六四、〇〇〇噸以上、一九二二年には二三七、八二九噸を輸出した。現時輸出分蜜糖の約大半は合衆國へ、マスコヴァド糖は香港、支那及び日本へ輸出される。分蜜糖輸出の發達は、生産高が實際に於て固定の状態にありとは云へ、尙ほ著しいものがある。



くなつた。然り乍ら、最近二箇年に於ては、曩に繰業しつゝあつた大半の製油工場が閉鎖した爲めに、コブラの輸出に於て顯著なる増大が認められ出した。比島に於て今日尙ほ殘存する四十若くは夫れ以上の製油工場中、現在實際に繰業しつゝあるのは誠に數へる程しか無い。此搾油後殘留する副産物たるコブラミールは此亦輸出表中重要な地位を占めつゝある。此れは牛・豚其他島内家畜類の肥満用飼料として使用されてゐる。一九二三年度に輸出されたコブラミールの額は一、七九八、五四八比に達し、其の前年即ち二二年には二、四三五、二九〇比の輸出を見た。

一八九九—一九二三年コブラ輸出表

年次	數量	價額	千疋當り平均相場	輸出總額に對する百分比
一八九九	九〇〇〇	一、七九八、五四八	一九九	二、四三五、二九〇
一九〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇一	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇二	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇五	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇六	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇七	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇八	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九〇九	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一一	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一二	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一四	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一五	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一六	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一七	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一八	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九一九	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九二〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九二一	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九二二	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
一九二三	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

一九二一—一九二三年椰子油輸出表

年次	數量	價額	千疋當り平均相場	輸出總額に對する百分比
一九二一	九二二	九、九二二	一〇七	一、〇〇〇
一九二二	二二二	二、二二二	一〇〇	二、二二二
一九二三	三三三	三、三三三	一〇〇	三、三三三
一九二四	四四四	四、四四四	一〇〇	四、四四四
一九二五	五五五	五、五五五	一〇〇	五、五五五
一九二六	六六六	六、六六六	一〇〇	六、六六六
一九二七	七七七	七、七七七	一〇〇	七、七七七
一九二八	八八八	八、八八八	一〇〇	八、八八八
一九二九	九九九	九、九九九	一〇〇	九、九九九
一九三〇	〇〇〇	〇、〇〇〇	〇〇〇	〇、〇〇〇
一九三一	一一一	一、一一一	一〇〇	一、一一一
一九三二	二二二	二、二二二	一〇〇	二、二二二
一九三三	三三三	三、三三三	一〇〇	三、三三三
一九三四	四四四	四、四四四	一〇〇	四、四四四
一九三五	五五五	五、五五五	一〇〇	五、五五五
一九三六	六六六	六、六六六	一〇〇	六、六六六
一九三七	七七七	七、七七七	一〇〇	七、七七七
一九三八	八八八	八、八八八	一〇〇	八、八八八
一九三九	九九九	九、九九九	一〇〇	九、九九九
一九四〇	〇〇〇	〇、〇〇〇	〇〇〇	〇、〇〇〇
一九四一	一一一	一、一一一	一〇〇	一、一一一
一九四二	二二二	二、二二二	一〇〇	二、二二二
一九四三	三三三	三、三三三	一〇〇	三、三三三
一九四四	四四四	四、四四四	一〇〇	四、四四四
一九四五	五五五	五、五五五	一〇〇	五、五五五
一九四六	六六六	六、六六六	一〇〇	六、六六六
一九四七	七七七	七、七七七	一〇〇	七、七七七
一九四八	八八八	八、八八八	一〇〇	八、八八八
一九四九	九九九	九、九九九	一〇〇	九、九九九
一九五〇	〇〇〇	〇、〇〇〇	〇〇〇	〇、〇〇〇

九	一	三	五〇〇〇〇	二九八六八	四一七六	三六
九	一	四	二九四三三	二八八五三	四八六〇	五八
九	一	五	三三三一六	五三一〇〇	四八六〇	五八
九	一	六	三〇九二九	七八一九九	四七九四	五八
九	一	七	四五二四五	三八八八四	四八六〇	五八
九	一	八	二五二八四	三三三三三	五九四〇	一五
九	一	九	一九九三三	三九三九三	五九四〇	一五
九	一	〇	七三三〇三	四七九七三	五九四〇	一五
九	一	一	七〇〇〇三	三三〇〇三	五九四〇	一五
九	一	二	一〇七三三	三三六八三	五九四〇	一五
九	一	三	六八三三	六三三三	五九四〇	一五

最近椰子製品の輸出先に就て見れば、主として左の如くである。

椰子油は合衆國及和蘭へ、コブラは合衆國・大不列顛・佛蘭西・西班牙・伊太利及日本へ、椰子果及同木炭は一九一八年に初まり合衆國へ、椰子果及コブラケーキは香港及び日本へであつた。

煙草 比島煙草即ち煙草製品及び葉煙草も比島上位輸出品の一つである。煙草は比島へは凡そ十六世紀の末葉に墨西哥から輸入されたのであるが、輸出貿易に於て愈々大々的に數字を顯はし初めたのは一八三五年頃からである。爾來輸出貿易に於ける煙草の重要價值は漸増を告

げ、一八四一年には該輸出額は五十萬比に到達し、其後益々發達を續け、一八九九年には遂に第三位を占むるに至つた。而して一九二二年には、該數字は一八九九年度の約六倍、即ち、一七、三四〇、二三六比に上昇したが、而も順位は第五位であつた。尙ほ該輸出額は、一九二三年には再び二一、〇三四、八九三位に増大した。

今日比島よりの煙草輸出は其の大部分葉卷及び紙卷煙草を以て成つてゐるが、往年には輸出の大部は原料葉煙草の形に於てあつた。一八八五年度に於て、全煙草輸出額に對する葉卷煙草の割合は四四%であつたが、一八九九年度には四九%、一九一九年度は五〇%、一九二三年度には五九%と増加した。紙卷煙草の輸出は數量に於ては極めて尙大であるが、價額に於ては比較的僅小である。一九二三年度に於ては九六、五三二、一〇六本の紙卷煙草が輸出されたが、同價額は僅かに六九九、一九六比であつた。

葉煙草は主として西班牙・佛蘭西・合衆國・佛領東印度へ、葉卷煙草は合衆國・支那・佛蘭西・西班牙・英領東印度及び其他の東洋諸邦へ、紙卷煙草は佛領東印度・香港・日本・支那・英領東印度等へ輸出される。

比島政府は煙草工業の發展と、同製品に對する海外市場の支持・開設に對して多大の興味を抱いてゐる。合衆國に於ける比島葉卷煙草及び其他の煙草製品の廣告と保護の爲めに、年々數

千比の金が費されつゝあるのである。此の如き運動の結果、煙草貿易に於ても漸次著しい増加を示して來た。

一八九九—一九二三年葉卷及全煙草製品輸出表

年次	葉卷		全煙草及其製品	
	数量(千本)	價額(比)	輸出總額に對する百分比	輸出總額に對する百分比
一九一九	一、八〇〇	一、八七九	九.七	二.六
一九二〇	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	九.八
一九二一	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二二	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二三	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二四	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二五	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二六	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二七	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二八	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二九	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三〇	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三一	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三二	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三三	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三四	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三五	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三六	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三七	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三八	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三九	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九四〇	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七

竜舌蘭及サイザル纖維 其他の比島重要輸出品中には竜舌蘭及びサイザル纖維がある。一九二二年度の竜舌蘭纖維輸出額は二五、六一一、九九三、價額二、九七三、二〇三比であつた。サイザル纖維の一九二二年度の輸出額は四六九、九六三、價額八六、六四一、比で、其の前年度は三〇二、二一八、價額五二、五八五比であつた。而して之等の大部は日本、英、合衆國、加奈陀、合衆國、最近では獨逸及び和蘭等へ輸出される。

帽子類 其他の重要な比島輸出品としては馬尼拉麻及び其他の島産纖維植物で造つた帽子類がある。一九二二年度の該輸出額は五二七、〇八八、價額一、二五八、四六四比で、之に對す

年次	数量(千本)	價額(比)	輸出總額に對する百分比	輸出總額に對する百分比
一九一九	一、八〇〇	一、八七九	九.七	二.六
一九二〇	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	九.八
一九二一	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二二	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二三	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二四	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二五	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二六	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二七	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二八	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九二九	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三〇	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三一	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三二	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三三	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三四	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三五	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三六	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三七	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三八	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九三九	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七
一九四〇	一、七〇〇	二、三六九	一三.三	一〇.七

る前年度は三八八、七五三箇、價額九五〇、七八八比であつた。コブスター帽は最も氣受けよく、殊に合衆國に於ては一九二三年度輸出帽子總數五二七、〇八八箇の内三七四、三〇一箇は之れであつた。

刺繍品 歐洲よりの刺繍品輸出は彼の大戦の爲めに阻止せられ、比島に於ける刺繍業は一大刺戟を與へらるゝ事となり、爾來其の重要價値に於て急速の増大を持續して來た。今日に於ては、之が需要は遙かに供給を凌駕し、而して比島では斯業は年々家内に取入れられつゝあり、従つて同生産高は漸次増加を示しつゝある。一九二〇年度には、刺繍品輸出額は一五、六〇三、五六七比に達し、其後は引續いて相場下落があつたとは云へ、一九二三年度の同輸出額は二、七四六、五二九比に達した。

挽材 挽材も亦比島輸出品の中で最も有望なるもの、一つである。一九二三年度の同輸出額は三、〇二八、五四六比、即ち一九二二年度の夫れを凌駕すること一、三七一、七三四比であつた。支那に於ては戸棚及び其他の家具用として硬質比島材が歡迎せられ、之が爲め支那は比島挽材に對する特に好箇の市場とされてゐる。

護謨 尙ほ其他の可能的な主要産物としては、護謨・カボック・鳳梨・乾燥椰子果・樹脂類（コパール・エレミー・ガタリバーチヤ等）等がある。一九二三年に於ける護謨及び樹脂類の輸出額は

品名	一九〇五年(比)	一九一三年(比)	一九二三年(比)
分 子 蜜	一七六	三九六	五九三
椰 子 油	一七六	三九六	五九三
刺 葉 糖	一七六	三九六	五九三
ノ ッ テ ッ ド	一七六	三九六	五九三
網	一七六	三九六	五九三
紙 卷	一七六	三九六	五九三
眞 珠 貝	一七六	三九六	五九三
蒸 餾 酒	一七六	三九六	五九三

一九〇五・一九一三・一九二三年加工製品及部分的加工品輸出表

二九六、二九一比であつた。  
加工製品 比島は現時製造國ではなく、而も恐らく、今後數年の間は同方面に於て極めて重要な地歩を獲得しさうにもない。併し、輸出産物の加工若くは部分的加工の爲めに既に多くの製造工業が開始せられ、尙ほ其他の諸工業も懸て開始されるであらう。本島輸出貿易に對する島内諸工業の効果は既往に於ても大なるものがあり、更に將來に於ても増々其の効果を増大すべきは左表に於て認め得る次第である。

イ ラ ン ノ イ ラ ン 油	二 三 六 六	二 八 八 八
麥 芽 釀 造	二 八 一 六	四 五 五
石 炭 子 油	一 四 六 〇	三 七 〇
合 計	三 三 三 三	二 八 九 三 三 五

(未完)

(比島商工局商業要覽に據る)

### 半馬島來

#### □一九二四年度馬來聯邦州の財政決算其他

一、Chief Secretary to Government の報告によるに、一九二四年度に於ける馬來聯邦州の財政は、實際收入七千七百七十一萬五千四百七十七弗、支出、五千四百六十六萬一千二百三十四弗、差引過剰壹千六百五十五萬四千四百七十三弗である。豫算上に於ては過剰は六十八萬四千六百六十六弗と計算されて居たが、斯く多額の剩餘を生じた。

一、外部に對する負債は一九二三年十二月三十一日現在の額と變化無し。則ち海峽植民地公債(七分利)一千五百萬弗及海峽植民地スターリング公債八千八百七十四萬九千三百三十五萬五千磅の二口である。後者は第一回を、一九二一年十二月に於て賣出した。其實出價額九十七、利子六分、第二回を、一九二二年五月に於て賣出した。其實出價額九十五、利子四分五厘、此の二つを合して手取金の額は七千四百二十九萬七千五百四十九弗になる。而して其の内三千五百五十四萬八千六百十五弗は鐵道其他の事業に投資されたから、目下四千二百七十四萬八千九百三十四弗だけ残つて居る譯である。

一、外部に對する貸付は、暹羅及馬來聯邦諸州に對するもので、暹羅政府の公債は其の額三千九百六十八萬五千七百七十四弗、一九二四年一月一日より向ふ二十六箇年間に償還する事になつて居る。ケダ州の負債は、一九二四年十二月三十一日に

於て、四十萬弗である。ケランタンは、三百六十八萬四千九百二十九弗、ペルリスは二十五萬弗、アムネー王國は四十一萬七千五百弗である。(新嘉坡商品陳列館報第百十號)

#### □日本人護謨園瀕りに賣らる

護謨の値段が高くなつて以來、英國系の事業家が、瀕りに既成護謨園の相當なまとつたものを入れたがつて居る。最近ジョホールに於ける本邦人所有の護謨園の内、日東護謨會社所有の全部、ジョホール、パラ、ランパ、プランター、ジョホール會社の一部及臺灣拓植會社所有の園の一部は、何れも是等外人の手に賣り渡された。私經濟的方面から云へば目下の如き護謨ブームの時代に於て、エステートを賣る事は策を得たものである。ジエ天井は賣れないのであるから、護謨價高騰の矢先に賣り抜ける事は上手なやり方である。然し一方に於て所謂國家的立場から云つて、まなまだに日本の海外投資が貧弱なる今日既伐園を金に換へ、其の金が内地に引き上げられ、内地で使はれると言ふ事はどうも有り難くない様に思はれる。若し此の金が更に海外の事業を起すか、又は安い所で他の海外事業を買収するかすれば差引同じ事であるが、全部内地的に使用される事は海外發展の立場から見ても感心出来ぬのである。吾々は近頃の様に日本人園の買収談が續出するご何んだか惜しい様な気がする。(新嘉坡商品陳列館報第百十號)

### 蘭領東印度

#### □蘭領東印度に於ける土人護謨栽培面積

R. C. M. Kinkadee 氏報告の概要を示せば次の如し。

蘭印に於ける土人護謨栽培調査を委嘱せられたる蘭英委員會委員として予は護謨栽培協會 (Rubber Producers Vereiniging) より收受せる大農園新規植付面積に關する報告を示せば左の

如し。面積の單位「バウ」(一バウは約一畝英反に當る)。

年次	植付或は増加面積	爪哇	ルスマトラ、其他	計
一九二〇	植付	三二、七五七	三、五七五	三六、三三二
一九二一	增加	一〇、七五七	三、六四七	一四、四〇四
一九二二	同	三、四四七	三、六四七	七、〇九四
一九二三	同	三、四四七	三、六四七	七、〇九四
一九二四	同	三、四四七	三、六四七	七、〇九四
一九二五	同	三、四四七	三、六四七	七、〇九四
一九二六	同	三、四四七	三、六四七	七、〇九四
一九二七	同	三、四四七	三、六四七	七、〇九四
一九二八	同	三、四四七	三、六四七	七、〇九四
一九二九	同	三、四四七	三、六四七	七、〇九四

一九二二—二四年に至る過去四箇年間に於ける植付増加面積を示せば左の如し。

爪哇	一九、七〇〇
スマトラ、ボルネオ及其他	三八、三九四
合計	五八、〇九四

上掲數字は蘭領東印度護謄栽培業研究者には非常に興味深かるべく、英領馬來に於ける護謄栽培業に關しては最近馬來聯邦州政府より發行せらるべし。(新嘉坡フリープレス五月二十七日)

英領北ボルネオ

英領北ボルネオ會社史 (三)

勅許状の下付は北ボルネオの將來に一の光明を與へたと共に一段の階程を進めたるものなり。Dent 商會旗のサンダカンに掲げられしより特許會社の發現を見る迄は實に努力困難其ものなりき。何となれば其將來は暗黒にして又同國の體系的發展も開始せられず或は其政府の各部を支持するに足るべき資金もあらず、地方の通路も又困難を以て充たされたり。然るに其事業としては白人の權威及名聲の保持、組織的行政確立の準備、土人會長による壓迫的行爲の根絶及其統御、争鬭の中止及平和貿易に對し同國を開放する事業ありたり。此等は大事業なれども困難多き事業なり。彼等は定規的防禦力を有せず又切詰めたる財政政策を行へり。

特許状の下付以來事態は一變せり。英國及ボルネオに於ける會社の名聲は一時に稱揚せられたり。倫敦に於ける重役團は著名且有力なる人々の集團にして Lord Esher 及 Admiral the Hon. Sir Harry Keppel 氏を含めり。重役團の總裁は Sir Rutherford Alcock 氏にして後 Bradley Martin 氏其後を繼げり。會社資本金は二百萬弗にして中八十二萬三千弗は應募濟となり、經濟上に於ける會社の基礎強固なるものとなり。ボルネオ駐在總領事にして且ラプアンの支配者たる William Hood Treacher (後に Sir) 氏は英國政府により北ボルネオ第一代總督に任命されたり。彼は一八八一年八月七日(特許の親署相濟まさる以前)に就任せり。彼は直に行政及永久的歩調の上に立つ官制を組織し、即ち警察隊長、財政總長、農業監督官、鑛區開拓長、醫務官、



副理事官及其他を任命せり。少數のシーク人(Sikhs)、サマール人(Somalis)及馬來人を常備警察官に任命し、ガヤ、シラム(後にラハッド・ダツ)及クダツに新駐在所を設置し、其後暫時同地方の首府及政府吏員駐在所たりき。北ボルネオ商業は重要ならず且資本も不充分にして植林開始覚束なければ政府は個人企業者の爲めに同國を開放する(但會社は行政權を保留す)事に決定せられたれども Treacher 氏は海峽植民地より切離されし土人王國の享有するが如き政府組織を北ボルネオに注入する機會なきことを發見せり。斯の如き制度は即座に組織さるべきものなりしに、一、二の吏員が行政的手練を有するのみにして倫敦吏員は政府の新設事業に努力すること能はざりき。

賣手は其權利讓渡の代償として三十萬磅を受取り一八八二年六月一日特許會社は假設協會より公式に讓與を受けたり。同日迄にサンダカン、ベナンガオ(キナパタンガン河を遡航し十八日を要する地點に在り)、シラム、ババー、クダツ及ガヤに駐在所開設せられたり。創立時代に於ける會社収入の根源は地代、用地税及食用燕巢、叢林産物及材木に對する一割の輸出税及食料品を除ける一切の輸入商品に課せらるゝ五分の輸入税及人頭税、罰金及裁判所手数料及土地賣買税なりき。

最後の項目につき大なる希望懷かれたり。大面積の土地讓與を受けんとする人には名目ブレミアムの代償として世襲享有權を有せしむるといふ有利なる條件、各會社及資本家に提出せら

れたり。之に對し多額の申込ありしが其に必要な労働を得るといふこと第一の困難なりき。而して支那人を同國に輸入せんとする萬策講せられたり。然して移民委員に任命されたる Walter Medhurst は南支より支那移民を吸収する制度を組織し最初は成功を見たり。次で支那人の流ボルネオに注入し初めたり。或は全家族を擧げ或る場合は祖父をも同伴し多數労働者及農夫、中に貿易商人及商店主も來住するに至れり。之等は全部會社より前借金を借入れ渡來したるものにして又此前借金は土地の讓與を受け一時は増加したるも其土地よりの生産物により漸次拂戻せり。此の試験の結果は非常に成功せしのみならず移民の流は止るべくもあらざりき。其結果北ボルネオの堪え得ざる程の來住を見るに至り、労働市場は過剩に陥り政府は無制限なる前借を與ふる事不可能なるを發見し先の條件を取消さるべからざるに至れり。支那より直接に來住せる商人は土人との賣買に通曉し其語を自由に操り得る海峽植民地生れ支那人と競争するは不利益なるを發見せり。ボルネオ叢林の光景に喫驚せる農夫の多くは其割高を受けし土地に落著くことを嫌忌し他の方法にて最善の生活を營まんことを選べり。忽ち反動は惹起し逆流は生まれり。其の爲め一八八三年末迄に其生國に送還されしもの數百に及べり。然れども海峽植民地生れの支那人は依然として北ボルネオに在住し新嘉坡にて支那人の所有に掛る著名なる二大商會は其所有する船舶を同國に配船し政府補助の下に行ふ歐洲人經營航路に對抗し成功

を見た。一八七八年 Price 氏がサンダカンに來住せしとき支那人僅か二名に過ぎざりしが一八八三年には多數支那人送還されしに拘らず其數三千を數へたり。又其當時クダツには客家基督教徒在住せしが今日に於ても其後裔同所にて繁榮す。

同國は又支那に於ける資本家の注意を直ちに喚起し事業を開始せる最初の二會社は支那人所有にして四萬英反及一萬英反の讓與を受けたる Chinese Sabah Land Farming Company 及 Yuen Yew North Borneo Cultivation and Trading Company なるもの。de Lissa といふ者砂糖栽培のため二萬英反の土地讓與を受け其結果大なるものあるべく期待せられしが糖價下落しフィジ及濠洲に於ける栽培者失望の淵に沈みしため栽培地選擇せられざりき。又同國將來の發展は人口の増加及資本の注入にある事覺られしが勞働力の困難一部分緩和されし時と雖も（材木は濠洲に輸出せられたれども）植林は眞に曖昧なる主義に立脚せるものなりき。同國には三種の有望なる開拓事業即ち木材、名聲ある鑛業及植林し得べき土地の三あり。木材は北ボルネオに多けれども其れを運搬するには船舶を必要とし、又誰人も同國にある鑛を是認すべく、又植林し得べき土地も無盡蔵なり。

將來未だ豫測を許さざる當時同國に著目せしは煙草栽培者なりき。其結果土地の爭奪初まり小景氣到來せり。之は會社にとり天來の福音にして特許會社の復活に大いに力ありき。農園は

東海岸マルツ及バンギ島にて開發され一八八九年には殆ど全部煙草栽培を目的とせる七十八以上の會社（七十萬英反を擁し）設立せられたり。此等の多くは資本不足の爲め失敗に歸したり。而して會社は之等讓與をなし其代償として金額を受取りたるや否やは疑問なれども此の景氣より會社は新生命を得たり。出來得るだけ容易なる條件により土地を許與するは疑もなく賢明なる方法と稱するを得たり。何となれば其れは斯くする事により舊來より建設されしスマトラと對抗し及資本を吸収する唯一の方法なりしが充分なる注意を以て事業會社の内情及經濟的事情を吟味する能はざるため投機者は只同様にて土地を獲得したり。其結果多面積の地政府の手を離れ又土地所有の書類上に於て耕作を強要せざりし爲め分與地域其儘開發せられざる事實ありき。一方に於て失敗に歸せる會社は其罪を自身負ふべく北ボルネオに歸著せしむるべからず。適當なる組織の下に開始せられし會社の多くは其成績宜しきを得今日に於ても猶其繁榮を見又北ボルネオは手を焼きたる人々により希望の埋没所なりと稱せらるゝも資本は吸収され、土壤は煙草栽培の爲め開發され又新農園も亦其一步を築き上ぐるに至れり。

上述の事は同國を漸次開發せしむるに至りたるが其遠隔地の開發は決して觀過せられしには非ざりき。當時に於ける旅行及成就されし事業の物語數々あり、讓與以前海岸地方を越ゆる方面にて知られしはチュアラン及テンバスク地方なるが同地方は Low 及 St. John がキナバル

山に到る途中横断せしものなりき。譲與後第一回の開拓は H. S. Dobree 氏により試みられたり。同氏は錫蘭より同地植林者の申出に依り一八七八年に來り北ボルネオの植林可能性を特に珈琲栽培の可能性を調査せり。Dobree 氏は數回同國內部地方の探險を試みババア河上流を究めし白人中第一の人なりき。彼は例外とし當時に於ける殆ど總ての開發事業は政府官吏が其職務上行ひしものなり。一八八一年には W. B. Peiser 氏が從來歐洲人の踏破せしキナパタンガンの上流を去る百五十哩の内流迄至り其翌年には L. S. Von Donop 氏がナムバヌック河を通航し分水線を越へ眞の中部地方に入込みムムス及チンバン・バツを經由し海岸地方に出でたり。既記英ボルネオ産業中鑛産の項を見らるれば參考として Frank Hatton 氏がラプック河上流及一八八二年 Captain R. D. Beeson 及 Henry Walker 氏が沿岸地方を巡回し又 Frank Hatton 氏も共に同國を横断しマルツ灣に出でしを記載しあれども北ボルネオの大開拓者と稱すべきは濠洲海軍の退職軍人 Franz Xavier Withi なり。彼は最初 Overbeck 男爵の勸めにより同國に來り政府に奉職中三大旅行をなせり。一八八〇年彼はマルツ灣よりババアに陸上旅行をなし上部スグットを經由し問題中の問題たりしキナバル湖不存在を確めたり。其翌年彼はマルツ灣よりサンダカに旅行をなし一八八二年にはキマヌス河を通航しケニンガオ平原を旅行して「首狩」部落を鎮定し次でタムプナンに至れり。同所にて Von Donop 氏に會見したるも同氏は生きたる Franz

Xavier Withi 氏に會見したる最後の歐洲人なりき。其時總督「Seather」は彼を海岸に呼返さんとせしが彼は仔細かまはずグット地方に赴けり。六月の或日蘭領ボルネオより數哩距たる所にありし彼はベンジアレガン河に於てムルト人の襲撃を受けたり。一方彼の來れるボートはクシンボーとして知らるゝ困難なる急流を横断しつゝありき。彼は第一に吹矢によつて負傷し次で致命的なる矢創を受けたり。其首は誠首され其後者十七人中三人のみ辛うじて彼等の間を逃走し此の詳細を報告せり。彼の死は同國に採り重大なる損失なり。其大膽不敵の精神及自己の安逸を無視せる事が彼をして眞の開拓者とならしめたるものなり。又其土人との交際振及其黒き髯は其人の特徴となり人好ありし所以たりしなり。彼は其日記中に述べて曰く「我々が初對面の場所に來りしとき我は此の顔を敢て人前に再三度曝すものなり」と云へり。

北ボルネオは唯に其經濟的根源に於て漸次發達し來りしのみならず又領土も同じく擴張されたり。北ボルネオは猶未だ充分なる面積を有せず（一萬八千方哩は少ななるものにあらずるが）重役團は其領土擴張に盡力せり。一八八四年五月一日 Pengiran Muda Damit に年金を支拂ふ約束の下に Turam 地方の割讓を受けたり。此の肥沃にして豊富なる地方は最初の B. D. Lynple 氏に委ねられたり。同氏は最初の一年間一人の巡査をも連行する事なく同地方に赴き

人心を取込むが如き行政を爲せり。實に過去に於て利益關係を有せし一團を除き他は總て會社行政を祝福せり。其以前に於ては總ての村長及村民はブルネイ宮殿下臣の意の儘に左右せられ、之等下臣は王の印を使用して重税を課し、税金納付不能の者は其財産を沒收され其婦女子は誘拐され或は拉致せられたり。

又同年中シビトンよりボンガワンに至るバダス・クリアス讓與を受けたり。讓受地は北ボルネオに於ける莎麴椰子主産地にして又ブンツの胡椒産地及チュアラン地方を含み其面積四千平方哩に及ぶ。會社社旗は一八八四年十一月十九日に掲揚せられたり。次で一八八五年にはカワン地方及マンタナニ島の讓與を受けたり。此マンタナニ島はランバスツク河の西に位し食用鳥巢産地として知らる。

會社の方針とする所は斯の如く領土の擴大に努力せしも全然之のみを政策とせしにあらず。或る場合には其領土の讓渡をなせし事ありき。即ち一九〇五年にはラワス地方をサラワツク王に讓與せり。其住民は明らかにサラワツク王国の一部をなすツルーサン地方の者と同一系統に屬したり。此の條約ありし後は從來兩國間緊張せしことありしが其代り漸次親密に赴けり。

一八八八年に至り「北ボルネオ國」なる稱號を與へられブルネイ及サラワツクと共に英國保護國となれり。英國政府は和蘭政府の反對ありしに拘らず此方針を採りしものなりき。和蘭はボ、

ルネオが書類中に表示せられざりしが印度諸島に於ける英國及和蘭の勢力を制限せる一八二四年の違反なりと主張せり。同國の承認は特許状の下付より若し財産なる形式にて承認が表はるゝものなりとすれば最も大なる財産を加へたるものなり。何となれば其により外部よりの蠶食を免かれ加ふるに同國の名聲及永久性を増すものなりき。又一方其住民及同國に利害關係を有せし者は英國々旗の下に生活の保證を得たるものなりき。

一八八九年英國政府は更に皇領植民地ラプアン島の行政を會社に移轉する事により會社に對する信用を表示せり。屬領としての皇領植民地ラプアンは失敗に歸し斯くする事を進言せる人達の希望に副ふ能はざりき。或は商業中心點とし或は石炭貯藏場として見るも、同島の進歩は一時沈滞の姿なりき。會社に行政權移轉後驚くべき變化の生ぜざりしは會社の罪に歸すべからざるものなり。同島は會社に一九〇六年迄其の行政を委託され居りしが皇室の政策よりして又 Sir Hugh Clifford 氏の云へる如く「植民學者の屢々且強硬に表示せし希望に副ふ爲め」といふよりブルネイ王國の當時の状態よりして其後皇領植民地となるに至れり。會社は既に其の爲め九千磅を支出し喜んで之を手離したり。再移轉後同島は海峽植民地政府の管理を受くるに至れり。

會社領土の増加せる大部分は平和的讓與或は好條件によりなされしものなりしも會社が其意



志に反して其領土に加へるべく餘儀なくされし場合には少く武力を用ひたる事ありき。一八八九年三月 Pangiran Shalandar Hasan に反して行動をなせし結果 Orah 總督により占領されしバダス・タミットの讓與及マツト・サレ (Mat Saleh) の反亂に彈藥武器を供給し援助をなせる報酬として、ブルネイ王より名目上其の保護領の一部なりしメンカボン、メンガタル、イナナム、アビ・アビ(現今ジェシエルトンの在る所)クワラ・ラマ地方及バダス以北の總ての河川地方の讓與を受けしは此例なり。

曾て正義の判決を受くるものゝ避難所たりしキナラットは一八九七年に讓渡を受け其の爲め西海岸に於ける會社領土は今や緻密なるものとなりしが其或る場合には刑罰を逃れんと欲する人の好箇の避難所たる小なき獨立地域存在せり。一九〇一年には英國政府の協賛を得てシビトン河よりツルサンの分水線に至る地域をブルネイ王より讓與を受け其代償として年金を支拂ふことゝなれり。之のインデペンデント・テリトリ (Independent Territory) は會社に採り刺の如きものにして罪人の逃亡所或は武器彈藥の密輸出入所として使用せられたり。其翌年メモバクット地方の讓與を受けたり。同地方は西海岸に於て唯一の會社勢力範圍外のものなりき。又同所は鐵道の通過點に當り居れば豊饒なる地と米穀及沙麴の産地として知らるゝプタタンの場合より必要に迫られて會社の手に入るゝこと必要なりき。此の讓與を最後として會社は現在に至れり。(未完)

蘭領印度護謨輸出表

(數量單位千疋)

年次	仕向					計	上産額 (概算)
	和蘭	英本國	獨逸	米合衆國	新嘉坡 其他		
一九一三年	10,726	1,121	210	6,480	2,755	10,292	5,000
一九一二年	10,275	1,110	210	5,950	2,277	9,822	4,700
一九一一年	10,131	1,000	210	5,130	1,724	9,295	4,500
一九一〇年	9,755	1,115	210	4,850	1,354	8,384	4,000
一九〇九年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900
一九〇八年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900
一九〇七年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900
一九〇六年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900
一九〇五年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900
一九〇四年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900
一九〇三年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900
一九〇二年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900
一九〇一年	9,700	1,115	210	4,750	1,354	8,130	3,900

備考 (一) 假數。  
 (二) 計數不詳。  
 本表は蘭印輸出入税及消費税統計に據る。